

飯舘村赤ちゃん誕生及び子育て応援支援金

赤ちゃん誕生祝金

20万円 おめでとう

(出産時に支給する赤ちゃん誕生祝金)

小学校入学時 子育て応援支援金

10万円

(小学校及び義務教育学校並びに特別支援学校小学部入学時に支給する子育て応援支援金)

中学校入学時 子育て応援支援金

10万円

(中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校中学部入学又は進学時に支給する子育て応援支援金)

希望の里学園では前期課程から後期課程に進級する際に対象となります。

高等学校入学時 子育て応援支援金

20万円

(高等学校及び特別支援学校高等部入学時に支給する子育て応援支援金)

対象となる方

- 父または母の住所が村にあり、かつ子どもも村に住所がある方。村に住所があれば村外の学校に通う場合も対象です。
- いいたて希望の里学園に入学、進級する方。希望の里学園の児童生徒は村に住所がない方も対象です。

■ 対象となるご家庭に、案内や申請書をお送りします。記載の提出期限内に、健康福祉課福祉係まで郵送、または福祉係窓口で提出してください。

■ 国の「出産・子育て応援支援金」を活用した支援金も支給します。

出産応援支援金

令和5年2月1日以降に母子健康手帳交付を受けた妊婦の方に、5万円を支給します。母子健康手帳交付の際に申請していただきます。

子育て応援支援金

令和5年2月1日以降の出生が対象。村に出生届を出した養育者に対し子ども1人あたり5万円を支給します。保健師による赤ちゃん訪問時に申請していただきます。

問 健康福祉課福祉係 ☎0244-42-1633

問 健康福祉課健康係 ☎0244-42-1637

奨学金返還支援事業補助金

「奨学金返還支援事業補助金」を新設し、「飯舘村奨学金貸付条例」も改正。これまで奨学金返還を免除とする対象が村に就業する医師に限られていましたが、その対象を拡大し、「村内で就業・起業する方」(営農も含む)の奨学金の返還も免除または補助します。改正した条例の施行は令和5年4月1日からで、就業期間に応じて返還が免除されます。

※飯舘村奨学金貸付条例についてはこちら

問 村づくり推進課商工観光係 ☎0244-42-1620

問 教育課学校教育係 ☎0244-42-1631

出産育児一時金

国は、令和5年4月1日の出産から、出産育児一時金を大幅に引き上げ、これまで42万円だった支給額が**50万円**となりました。

問 住民課住民係 ☎0244-42-1619

不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦(事実婚も含む)の自己負担の一部を村が助成します。県の補助・高額医療制度の払い戻しを除いた自己負担分を1年度につき**最大50万円**、最長3年間助成します。詳細はお問い合わせを。

問 健康福祉課健康係 ☎0244-42-1637

NEW!
令和5年度

飯舘村
子ども・子育て
支援事業



子どもは村のたからもの！
子育てする場所の分け隔てなく、子ども達とご家庭を、
子どもの成長段階に沿って、支援していきます。

飯舘村の新しい子ども・子育て支援事業

安心して子育てができる、やさしい村でありたい

令和5年度を迎えた4月1日から、村の子ども達を対象に、さまざまな子ども子育て支援事業がスタートしました。

子どもの誕生を祝い、子育てするご家庭や就学・進学する児童生徒を応援する「赤ちゃん誕生祝い金」「出産・子育て支援事業」「子育て応援支援金」などを新設しました。これらを活用し、子育てする場所の分け隔てなく、子ども達とご家庭を強力に支援していきます。

さらに国も、令和5年4月1日の出産から「出産育児一時金」を大幅に引き上げた他、「出産・子育て応援支援金」も継続されます。手を取り合って、子どもと子育て世帯を応援する機運が、社会全体で高まっています。

また村は、「奨学金返還支援事業補助金」を新設し、村の奨学金制度も改正。奨学金の返還免除の対象に、「村内で就業・起業する方」を加えました。次世代の教育を支援しながら、ふるさとを担う人材の育成にも力を入れていきます。

また、子どもを持ちたいと願う方の力になるべく、村独自の不妊治療費助成事業も今年度からスタートしました。相談を含め、詳しくは担当係までお問い合わせください。